

議案第 48 号

明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例制定のこと

明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 1 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正		現行	
別表（第２条関係）		別表（第２条関係）	
業務	支給額	業務	支給額
(略)		(略)	
４ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における生徒に対する指導業務で週休日等又は <u>明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和27年条例第46号)第3条第4項の規定により同項に規定する半日勤務時間が割り振られた日</u> に行うもの	3,900円	４ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における生徒に対する指導業務で週休日等 _____ _____ _____ _____ _____に 行うもの	2,700円
(略)		(略)	
備考		備考	
１ 改正部分は、下線の部分である。		１ 改正部分は、下線の部分である。	
２ 改正の欄に「（削る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。		２ 改正の欄に「（削る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。	
３ 現行の欄に「（新設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。		３ 現行の欄に「（新設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和８年４月１日から適用する。

(經過措置)

- 2 改正後の条例別表の規定は、令和8年4月1日以後の特殊の勤務への従事に対する特殊勤務手当について適用し、同日前の特殊の勤務への従事に対する特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、改正後の条例の規

定による手当の内払とみなす。

（提案理由）

本案は、部活動指導業務手当について、兵庫県の実施に準じて支給額を改定するほか、所要の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。